

金融商品にかかる税金と課税方法の基本

ここでは税金のかかる金融商品の種類や、税制の基本的な要点を解説します。

佐藤 正明 税理士・社会保険労務士

A 一般的な金融商品は預貯金と有価証券等に大別され、デリバティブ取引による先物取引などの金融派生商品を含めることもあります。
預貯金とは、銀行・信用金庫・信用組合などでは預金、ゆうちょ銀行（郵便局）・JA（農業協同組合）などでは貯金と呼ばれ、「期間の定めがなく出入れが自由な流動性」と「預入期間の定めがある定期性」に大別されます。ご存じのとおり、預貯金の利子には所得税などの税金が課されています。

税金のかかる金融商品にはどのようなものがあるの？



① 投資信託
多数の投資家から集めたお金を、個人の税金を考慮するうえでは、公社債、投資信託、保険商品、上場株式・未上場株式、外国証券、その他（デリバティブ取引・金投資・抵当証券・財形貯蓄など）についての理解が必要です。以下で詳しく見ていきましょう。

② 公社債
公社債は発行体（国・地方自治体・企業など）が発行時に定めた期日（償還期日）までの期間中に一定の利子を支払うことを約束している商品です。その利子に税金がかかるほか、償還や売却（平成27年までは非課税）で得た利益にも税金がかかることがあります。

③ 上場株式
株式は、株式会社に出資している証明として株主に対して発行（不発行もあり）されます。株主が株式を株式市場で売却した場合の売却益（キャピタルゲイン）、株式を所有して得られる配当（インカムゲイン）のそれぞれに課税されます。

④ 保険商品
保険商品は、民間の保険会社が取り扱う生命保険や損害保険、JAや全労済などが扱う各種共済、郵便局が扱ってきた簡易保険を引き継いだ株式会社かんぽ生命保険の商品などに大別されます。保険金を受け取るタイミングに税金がかかります。

⑤ 投資信託等の税金も理解
専門の運用会社が株式や公社債などで運用し、その利益を投資家に分配する商品です。運用対象により「株式投資信託と公社債投資信託」に、また追加設定の有無により「単位型（ユニット型）」と追加型（オープン型）」に分類されます。分配金や解約で生じる利益等に税金がかかります。

特集

平成28年から公社債の取扱変更！ 金融商品の税制をマスターする

● 損益通算のポイント & お客様への説明方法 ●

来年1月から公社債の取扱いの変更やジュニアNISA口座の開設開始など、金融商品の税制で注目の改正が行われる予定です。お客様の資産運用に携わる金融機関の行職員としては、税制の重要な改正点を把握しておき、お客様に適切なアドバイスをすることが必要になります。
本特集では、金融商品の税制について押さえておくべきポイントや改正点、お客様への説明法などを解説していきます。

